



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和5年6月21日(水) 号外(第5号)

目次

告示

○知事指定薬物の指定(薬務課)

ページ

2

■ 告 示

◎群馬県告示第184号

群馬県薬物の濫用の防止に関する条例(平成27年群馬県条例第27号。以下「条例」という。)第13条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年6月21日

群馬県知事 山本 一 太

1 知事指定薬物の名称

- (1) 2-[(4-エトキシフェニル) メチル] -5-ニトロ-1-[2-(ピペリジン-1-イル) エチル] -1H-ベンゾ [d] イミダゾール (通称名 E t o n i t a z e p i p n e、N-P i p e r i d i n y l E t o n i t a z e n e) 及びその塩類
- (2) (2R, 3R) -2-(3-クロロフェニル) -3-メチルモルフォリン、(2S, 3S) -2-(3-クロロフェニル) -3-メチルモルフォリン (通称名 3-C P M、3-C h l o r o p h e n m e t r a z i n e) 及びそれらの塩類
- (3) N-(アダマンタン-1-イル) -1-(4-フルオロプロピル) -1H-インダゾール-3-カルボキシアミド (通称名 4 F - A B I N A C A、4 F - A B U T I N A C A) 及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

令和5年6月22日